

全議案を原案可決

今回可決された議案のうち、条例の改正については、

十四億五千八百九十九万七千円とするものです。

防災会議の委員に、防災のための措置に関し知識又は経験を有する者を加えるほか、関連性の強い土浦市国民保護協議会委員との整合を図ることにより、防災会議の効率的かつ円滑な運営に資するため、土浦市防災会議条例の一部改正をはじめ、住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布され、個人情報に対する意識の高まりに的確に対応するため何人でも住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求できるという現行制度を廃止し、閲覧することができる場合を限定するなどの見直しがされたことに伴う、土浦市手数料条例の一部改正、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴う、土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正などを可決しました。

平成十八年度土浦市一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ三億七千四百九十八千円を追加し、その総額を四百三

十四億五千八百九十九万七千円とするものです。

歳出の主なものは、給与構造改革及び職員の異動等に伴う人件費の更正をはじめ、木田余土地区画整理事業について、都市計画道路や都市計画公園の整備など優良かつ大規模なモデル住宅地として公益性が高く、地域の活性化や市税収入にも貢献していることに鑑み、木田余土地区画整理組合の早期解散を図るため、同組合への補助金の計上、児童手当法の一部を改正する法律が施行され、児童手当の支給対象年齢が小学校第三学年修了前から小学校修了前まで引き上げられ、併せて所得制限が緩和され、対象児童数が増加したことに伴う増額計上であります。

歳入は、国・県の支出金や繰越金などの計上です。

その他、特別会計（国民健康保険・老人保健・介護保険・下水道事業・公設地方卸売市場事業・農業集落排水事業）補正予算、水道事業会計補正予算、市道の路線の認定・変

決算特別委員会報告（要旨）

本委員会は、平成18年第3回定例会で設置され、以後、8回にわたり委員会を開催した。

審査に当たっては収入役をはじめ教育長及び関係部課長の出席を求め詳細な説明を聴取するとともに、監査委員の決算審査意見書を参考に、合併後の旧新治村の引き継ぎ予算も含め、平成17年度予算が適正かつ効率的に執行されているかなどの諸点に留意して慎重に審査した。

審査の過程において、論議の対象となった主な事項は、歳入では、市税収入について、歳出では、まちづくり活性化バスの路線拡大や借地料など、特別会計では、駐車場事業や下水道事業など指摘した。

また、事業の整備状況やその成果などの確認について、土浦第五中学校特別教室棟改築事業など6事業について現地調査を行った。

審査の結果、一部反対はあったが、承認すべきものと決定した。

なお、執行部には、委員会で論議された事項を踏まえ、事業の必要性、緊急性、効率性を見極め、適正な予算編成とより効果的な予算執行に努めるよう要望した。

更・廃止や字の区域の変更、また、湖北環境衛生組合規約の変更と茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議（新たに創設される後期高齢者医療制度の円滑な運営に資するため、規約を定め、広域連合を設置する）などの議案を可決しました。

なお、継続審査となっていた平成十七年度土浦市歳入歳出決算と水道事業会計決算については、閉会中に決算特別委員会にて審査し、最終日に委員長から報告され、いずれも認定されました。（報告書要旨を別記掲載）



決算特別委員会現地調査（土浦第五中学校にて）

● お知らせ ●

請願・陳情の提出

市議会では、市の行政について、市民の皆さんの要望や意見を「請願」「陳情」として受け付けています。

くわしくは、議会事務局へ。